

食品衛生トピックス 《2013/06/20》

○食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

平成25年6月19日付けの輸入食品安全対策室長から検疫所長に宛てた通知によると、輸入時のモニタリング検査において、オーストリア産西洋ワサビからジフェノコナゾールが検出したことから、食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令が実施されることとなりました。

《 ジフェノコナゾールについて 》

1. トリアゾール系殺菌剤。
2. 許容一日摂取量(人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量)は、体重1kg 当たり 0.0096mg/日です。
3. 体重 60kg の人が 0.02ppm のジフェノコナゾールが残留した西洋わさびを毎日 28.8kg 摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。
4. ジフェノコナゾールは、西洋わさびには 0.01ppm の基準値が適用されますが、例えば、キャベツには 0.2ppm、バナナには 0.5ppm、いちごには 5ppm の基準値が設定されています。

《 オーストリア産西洋わさびのジフェノコナゾールに係る違反の内容 》

1. 品名: 生鮮西洋わさび
輸入者: ○・○・○ 株式会社

輸出者: GREENERY PRODUCE(オランダ企業)

届出数量及び重量: 6 カートン 0.03 トン

検査結果: ジフェノコナゾール 0.02ppm 検出 (基準値: 0.01ppm)

届出先: 関西空港検疫所

日本への到着年月日: 平成 25 年1月 30 日

違反確定日: 平成 25 年2月 12 日

貨物の措置状況: 一部は消費済み、残りは廃棄済み。

2. 品名: 生鮮西洋わさび

輸入者: ○○貿易 株式会社

製造者: BE FRESH PRODUCE B.V.(オランダ企業)

届出数量及び重量: 21 カートン 0.11 トン

検査結果: ジフェノコナゾール 0.02ppm 検出 (基準値: 0.01ppm)

届出先: 成田空港検疫所

日本への到着年月日: 平成 25 年6月 7 日

違反確定日: 平成 25 年6月 18 日

貨物の措置状況: 全量販売済み